

2/18(月)～3/15(金)

税の申告

期間内にお早めに！

申告会場は大変混雑いたしますので、「国税庁ホームページ」をご利用下さい。

平成30年分所得税、消費税、贈与税の確定申告と、平成31年度市・県民税の申告について、上野税務署、伊賀県税事務所、伊賀市が合同で申告会場を設けています。お早めに申告してください。

※申告会場開設期間中は、上野税務署・伊賀県税事務所・伊賀市役所内には、申告会場を設けていませんのでご注意ください。

■■■ 所得税、消費税、贈与税、市・県民税 合同申告会場 ■■■

◆とき 2月18日(月)～3月15日(金) ※土・日曜日を除く。

開設時間：午前9時～午後5時

受付終了時間：午後4時

※会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

◆ところ ゆめドームうえの 第2競技場

※申告会場は、所定の日時・場所以外では開設していませんので、よくお確かめの上、ご来場ください。



◆会場までの無料送迎バスについて

旧市役所、各支所（上野支所を除く。）、上野地区の一部の地区市民センターから「ゆめドームうえの」間の無料送迎バスを運行します。

■旧市役所（市営上野公園駐車場前）市役所新庁舎（正面玄関前）経由 ⇄ ゆめドームうえの

運行日	旧市役所発時刻	市役所新庁舎発時刻	ゆめドームうえの発時刻
2月19日(火)・21日(木) 26日(火)・28日(木)	9:00 10:00 11:00 13:00	9:15 10:15 11:15 13:15	9:30 10:30 11:30 13:30
3月5日(火)・7日(木) 12日(火)・14日(木)	14:00 15:00	14:15 15:15	14:30 16:15

■各支所・各地区市民センター ⇄ ゆめドームうえの

発着場所		運行日
支所	地区市民センター	
青山	神戸・比自岐・依那古	2月22日(金)・3月1日(金)
阿山	府中・中瀬	2月18日(月)・3月8日(金)
島ヶ原	長田・小田	2月20日(水)・3月7日(木)
伊賀・大山田	友生	3月6日(水)・13日(水)
—	きじが台・古山・猪田	2月20日(水)・3月5日(火)
—	諏訪・新居・三田	2月18日(月)・26日(火)
—	花垣・花之木・久米	2月19日(火)・3月14日(木)

【注意事項】

- 支所、地区市民センター発の送迎バスの時刻表は各支所住民福祉課・各地区市民センターに設置します。
- バスは、交通事情などにより、運休する場合があります。

◆市・県民税申告会場

開催日	会場	時間
2月6日(水)・7日(木)	島ヶ原支所 2階会議室	●受付時間： 午前8時30分 ●相談時間： 午前9時30分～正午、 午後1時～4時
2月13日(水)・14日(木)	あやま文化センター 会議・工作室	
2月20日(水)・21日(木)	青山福祉センター 教養娯楽室2	
2月27日(水)・28日(木)	いがまち保健福祉センター 研修室	
3月6日(水)・7日(木)	大山田福祉センター ふれあい広場	

※午前は定員25人になり次第、受付を締め切ります。それ以降は午後からの相談になります。

※会場はかなりの混雑が予想されます。所得税の確定申告をされる人は、合同申告会場の「ゆめドームうえの」をご利用ください。

◆ 申告が必要な人は？ 申告が必要な人は、おおむね次のとおりです。

- ▶ 事業をしている場合や不動産収入のある場合、土地や建物を売った場合などで、平成 30 年中の所得金額の合計金額が所得控除（基礎控除・扶養控除など）の合計額を超える場合
- ▶ 給与所得者で
 - 給与の年収が2,000万円を超える場合
 - 1カ所から給与等の支払を受けている人で、給与所得や退職所得以外の各種所得の金額の合計額が20万円を超える場合
 - 2カ所以上から給与などの支払いを受けている人で、年末調整された主たる給与以外の従たる給与の

- 収入金額と給与所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計額が20万円を超える場合
- ※平成30年中の公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、確定申告をする必要はありません。
- ※確定申告をする必要のない給与所得者でも、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けるときは、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

こちらでチェック！

平成31年1月1日現在伊賀市に	住民票のある人	平成30年中に所得があった人	所得が給与のみの人	給与支払報告書が勤務先から提出済みの人	申告不要
		平成30年中に所得がなかった人	所得が公的年金のみの人	給与支払報告書が勤務先から未提出の人	申告必要
	営業や農業、不動産、株式配当などの所得があった人		公的年金支払報告書が支払者から提出済みの人	申告不要	
			上記の人のうち社会保険料控除などを受け人	申告必要	
			公的年金支払報告書が支払者から未提出の人	申告必要	
	医療費控除などを受けようとする人	申告必要			
	市内在住のどなたかに扶養されていた人	申告不要			
	市内在住のどなたにも扶養されていなかった人	申告必要			
	市内に事務所・事業所・家屋敷を有する人	申告必要			
	住民票のない人	※所定時期に申告書を送付します。			

◆ 申告に必要なもの

- ①本人確認書類 マイナンバーカード(個人番号カード)
※マイナンバーカードがない場合は、通知カードと身元確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポート(旅券)、在留カード、国民年金手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 など)
 - ②印鑑・筆記用具
 - ③申告書(税務署または市役所から送付されている人)
 - ④税務署からのお知らせはがき(送付された人のみ)
 - ⑤平成30年中の所得が明らかにできる書類
 - 給与・報酬・賃金・年金がある人は源泉徴収票または支払調書(いずれも原本)
 - 営業・農業・不動産所得がある人は収支内訳書または青色申告決算書(事前に作成しておくこと)
 - 配当・一時・雑所得などの所得がある人は配当の支払通知書などその所得を証明する書類
 - ⑥控除を受けるために必要な証明書など
 - 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の領収証または証明書
- ※あらかじめ平成30年中の支払金額を計算しておい

- てください。なお、年金から天引きされている場合は、公的年金等の源泉徴収票に金額が記載されています。
- 国民年金保険料の控除証明書
 - 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などの証明書
 - 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書(事前に作成しておくこと)
- ※経過措置により平成31年分までの確定申告については、明細書を添付せずに医療費の領収証(あらかじめ支払金額を計算しておくこと)と保険などで補てんされる金額の分かる書類によることもできます。詳しくは16ページの◆その他注意事項「医療費控除の明細書」をご覧ください。
- そのほか、受けようとする控除の必要書類または証明書類
 - ⑦所得税の還付申告をする人は、預貯金口座情報のわかるもの(申告する人の名義に限ります。)
- ※①～⑦以外に、申告内容によっては、ほかの書類などが必要になる場合があります。

※昨年の申告書の控えや申告資料をお持ちいただくと、申告内容の確認などがスムーズにできます。

◆ その他注意事項

◆ 医療費控除の明細書



領収証などの提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。(平成31年分までの確定申告については、領収証などによることもできます。)

ただし、領収証などをご自宅で5年間保存する必要があるため、税務署から求められたときは提示または提出しなければなりません。明細書には“医療を受けた人”、“病院・薬局”ごとに医療費を合計して記載します。

なお、健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などを添付することで、明細の記載を省略できます。明細書の書式などの詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

◆ ふるさと納税（寄附金控除）

「ふるさと納税ワンストップ特例」の適用に関する申請書を提出している人であっても、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った場合や医療費控除を受けるなどの理由により所得税の確定申告をする場合は、ふるさと納税を行った全ての金額を寄附金控除の計算に含め申告する必要がありますので、ご注意ください。

◆ 確定申告書 第二表 住民税に関する事項の記入

16歳未満の扶養親族、配当に関する住民税の特例、非居住者の特例、配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額、寄附金税額控除などの各事項について、該当がある場合は必ず記入してください。記入のない場合は、住民税額の課税計算に適用されませんので、ご注意ください。

◆ 申告と各種証明書の発行

所得税や市・県民税の申告が必要な人が申告をしないと、借入れ、扶養、住宅、福祉、教育などの申請に必要な証明書（所得証明書・課税証明書）が発行できません。また、各種制度での適用が受けられなくなることがあります。

申告は市民生活に欠かせないものですから、申告が必要な人は必ず申告してください。

◆ 要介護・要支援認定を受けている人の税の障害者控除

身体障害者手帳や療育手帳などをお持ちでなくても、次のいずれにも該当する人は、「障害者控除対象者認定書」により、所得税および市・県民税の障害者控除を受けることができます。

- 市内に住所がある65歳以上で、12月31日現在で要支援・要介護認定を受けている人
- 直近の市介護認定審査会資料で、日常生活自立度の判定が、障害者控除対象者認定基準以上である人

認定書の交付には申請が必要です。なお、認定書の交付は1月中旬以降となります。認定基準など、ご不明な点はお問い合わせください。

【問い合わせ】

介護高齢福祉課 ☎ 26-3939 FAX 26-3950
✉ kaigo@city.iga.lg.jp



◆ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でスマートに確定申告

確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って金額などを入力すれば確定申告書などを作成できます。作成した確定申告書などは印刷して郵送などにより提出することができます。

e-Taxで送信することもできます。その場合は、マイナンバーカードなどの電子証明書及びICカードリーダライタの準備が必要です。

なお、平成31年1月から、マイナンバーカード及びICカードリーダライタをお持ちでない人は、税務署で職員との対面による本人確認に基づいて税務署長が通知したe-Tax用のID・パスワードのみでe-Taxで送信ができるようになりました。(ID・パスワード方式)

◆いつでも・どこでもスマホで申告！「スマート！確定申告」

確定申告書等作成コーナーでは、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。特に、給与所得者（年末調整済み）で医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する人は、スマートフォン専用画面をご利用いただけます。

申告書の提出は“ID・パスワード方式でe-Tax”または“印刷して税務署に郵送”の2通りの方法から選択できます。

◆e-Taxで送信をすると…

- 申告会場に行く手間がかかりません。
- 源泉徴収票などの添付書類は提出不要です。
- 申告書の控えはPDF形式でスマートフォンなどに保存できます。

◆確定申告書用紙の送付について

近年、ICT（情報・通信技術）を利用した申告件数が増加し、税務署から送付した申告書用紙が利用される割合は年々低下しているため、資源保護やコスト削減の観点から、申告書用紙の送付に代えて、「確定申

告のお知らせ」はがきをお送りする場合があります。なお、申告書や確定申告に必要な各種様式は、国税庁ホームページの「確定申告特集」に掲載しており、これらは印刷して利用することができます。

また、申告書などの用紙の送付を希望する人は、税務署にご連絡ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

皆様のご理解とご協力をお願いします。

【申告書の送付先・問い合わせ】

●所得税、消費税、贈与税の確定申告

〒518-0836 伊賀市緑ヶ丘本町1680番地
上野税務署 ☎21-0950
※自動音声案内に従ってください。

●市・県民税の申告

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地
伊賀市課税課市民税係
☎22-9613 FAX 22-9618
✉kazei@city.iga.lg.jp

◆所得税を源泉徴収している場合は、特別徴収する必要があります

個人住民税(市民税・県民税)「特別徴収」

【問い合わせ】課税課

☎22-9613 FAX 22-9618
✉kazei@city.iga.lg.jp

◆事業主の皆さんへ

～個人住民税を特別徴収していますか～

給与所得者の個人住民税は、法令により、事業主が給与から特別徴収（天引き）して、従業員に代わって市に納入することになっています。

所得税を源泉徴収している場合は、原則として、パート・アルバイト・期限付き雇用などを含む全ての従業員から特別徴収をする必要があります。（税額の計算は市で行います。）

▶次に該当する人は普通徴収することができます

- ①乙欄適用で他事業所で特別徴収されている
- ②給与が支給されない月がある
- ③事業専従者のみ（全従業員が事業専従者のみの場合に限る）
- ④退職予定者（5月末までに退職予定の人）

※該当する人は、給与支払報告書の提出時に個人住民税普通徴収への切替理由書を一緒に提出してください。

◆従業員の皆さんへ

～個人住民税が給与から天引きされていますか～

パート・アルバイト・期限付雇用の従業員なども含め、個人住民税は基本的に特別徴収（天引き）です。毎月の給与から個人住民税が特別徴収されていない場

合は、事業主に確認してください。特別徴収は原則12回払いとなるため、従業員は自身で納入する手間が省け、1回当たりの負担税額が少なくなります。

※複数の事業所から給与を支給されている人は、市町村で所得を合算して税額計算を行い、いずれかの事業所から支給される給与から特別徴収されます。

◆給与支払報告書の提出には

個人番号・法人番号の記載が必要です

マイナンバー制度の導入に伴い、給与支払報告書には、受給者・被扶養者・支払者それぞれの個人番号と法人番号の記載が必要となります。

そのうち支払者が個人事業主の人は、給与支払報告書の提出時に本人確認書類※を提示するか、その写しを添付してください。（e-Taxをご利用の場合は確認方法が異なりますのでお問い合わせください。）

※詳しくは15ページの①をご覧ください。

- 課税課
- 三重県総務部税収確保課 ☎059-224-2133
<http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/>

